報告事項

（１）　　　　　暫定予算について

特定非営利活動法人　生活習慣病防止に取り組む市民と医療者の会

　　2019年5月28日開催の2019年度第1回理事会において、定款第42条第1項に基づき下記の通り議決したので報告する。

記

予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならないが、総会終結前の予算成立までの間については、定款第42条に規定する「やむを得ない理由により予算が成立しないとき」に該当するものとし、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができるものとする。

（参考）　特定非営利活動法人生活習慣病防止に取り組む市民と医療者の会定款

　　　　　　　（暫定予算）

　　　　第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

　　　　２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

　　　　　　（事業計画及び予算）

　　　　第41条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。